

## 物価高騰対応重点支援給付金を支給します

### 支給対象

住民税均等割のみ課税世帯  
令和5年12月1日時点で人吉市に住民登録があり、次のどちらかに当てはまる世帯

- ・令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成する世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成する世帯

こども加算  
令和5年12月1日時点で人吉市に住民登録があり、次に当てはまる世帯

- ・令和5年度住民税非課税世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯

### 支給額

10万円／1世帯

5万円／児童1人

### 支給方法

市から対象となる可能性がある世帯へ申請書などを発送します。内容を確認後、必ず返信してください。 提出期限 8月30日（金）※必着

### 問合せ 市ホームページ

市福祉課福祉政策係（☎22-2111 内線1251）



市福祉課児童福祉係（☎22-2111 内線1252）



※住民税が課税されている人の扶養親族だけで構成する世帯は支給対象外です。

※令和5年1月2日以降に転入した人がある世帯、または未申告の人がある世帯で支給対象に当てはまる人はお問い合わせください。

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

## 市営住宅入居希望者の申し込みを受け付けます

市では、令和6年度市営住宅<sup>\*</sup>の入居希望者の申し込みを3月1日（金）から受け付けます。

入居を希望する人は市住宅政策課市営住宅係（市役所2階2-1番窓口）で申し込んでください。

令和5年度に入居申し込みをしている人も、改めて申し込みが必要ですが、対象者には個別に通知しています。

※災害公営住宅（相良団地）を除く

### 入居案内順

◇令和5年度からの継続申込者を優先します。

◇空き部屋の設備や階数など詳しくはお問い合わせください。

### 入居資格

#### ①同居する親族がいる人

※60歳以上の人や障がい者の人は、単身でも申し込むことができます。

#### ②市町村民税などを滞納していない人

※納期が過ぎているものは、完納していなければ受け付けできません。

#### ③入居世帯全員の合計所得月額が次の額の人

一般世帯＝15万8千円以下

高齢者世帯や障がい者手帳を交付されている人がある世帯＝21万4千円以下

※収入基準の算定については、状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

#### ④住むところに困っている人

#### ⑤暴力団員でない人

申込・問合せ 市住宅政策課市営住宅係（☎22-2111 内線2232・2233）

## ひとり親家庭のお母さん・お父さんの 資格取得を支援します

市では、ひとり親家庭のお母さん・お父さんが自立するための資格取得を支援する事業を行っています。支援を受けるためには事前相談が必要です。興味のある人は市福祉課にご連絡ください。

### 1 人吉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

専門的な資格をとるために養成機関で勉強する人を経済的に支援するものです。

**対象者**（次の全てに当てはまる人）

- ・市内に住所があり、児童扶養手当受給水準の母子家庭の母または父子家庭の父
- ・養成機関で6カ月以上のカリキュラムを修業し、資格取得の見込みがある人
- ・就業または育児と受講の両立が困難であると認められる人
- ・求職者支援制度による職業訓練受講給付金や雇用保険の訓練延長給付などを過去に受給していない人
- ・過去に高等職業訓練促進給付金などを受給していない人

※令和6年度に受講する人（これから受験予定の人を含む）は必ずご相談ください。

### 対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師など

### 支給内容

#### （1）高等職業訓練促進給付金

養成機関に修業期間中の経済的な支援です。

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 支給額  | 月額10万円<br>（市民税課税世帯は70,500円）<br>修業期間の最後の12カ月は、月額14万円<br>（市民税課税世帯は110,500円） |
| 支給期間 | 修業期間の全期間（上限48カ月）                                                          |

#### （2）修了支援給付金

養成機関を修了後、支給します。

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 支給額    | 5万円（市民税課税世帯は2万5千円） |
| 申請受付期間 | 全課程修了日から30日以内      |

### 2 人吉市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

市が指定した教育訓練給付講座<sup>※1</sup>を受講した人に給付金を支給<sup>※2</sup>します。

※1 詳しくは市福祉課にお問い合わせください。

※2 原則として一度きりの支給です。

**対象者**（次の全てに当てはまる人）

- ・市内に住所があり、児童扶養手当支給水準の母子家庭の母または父子家庭の父
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人
- ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない人

### 支給額

講座受講料の60%を受講修了後に支給します。  
※支給額の上限は20万円。1万2千円を超えない場合は支給対象としません。

### 申請受付期間

受講講座開始日の1カ月前



問合せ 市福祉課児童福祉係（☎22-2111 内線1255）